

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童福祉法(給付費、保育の実施等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津南町は、児童福祉法(給付費、保育の実施等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

津南町長

公表日

平成27年2月1日

1 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法(給付費、保育の実施等)に関する事務
②事務の概要	<p>児童福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費、並びに高額障害児通所給付費に関する事務を実施する。また、保育園の入園等に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じ、保育実施の費用を徴収している。</p> <p>児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①障害児通所給付費等の支給の決定、支払 ②就学前児童の保育所への申込受付から選考、内定 ③待機児童の管理や口座振替等による保育料・給食費等の徴収、滞納管理</p> <p>なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。</p>
③システムの名称	Reams.NET総合福祉事務システム、Reams.NET保育料システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
Reams.NET総合福祉事務ファイル、Reams.NET保育料ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番8
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二項番9、10、11、12、15
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課、教育委員会
②所属長	福祉保健課長、教育長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津南町総務課 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地 025-765-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津南町総務課 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊585番地 025-765-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年1月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年1月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる